



第五卷 第一號

大正九年一月一日發行

(通卷第十七號)

研究

葡萄牙のマカオ殖民地の起原 (上)

文學士 矢野 仁一

葡萄牙商人が葡萄牙政府の保護に依らず、獨力を以て開創した支那殖民地は、リアムポー Lianpo (寧波府附近)でも、チンチエオ Chingcho (漳州府附近)でも、ラムバカオ Lampacao (浪白港)でも、終に葡萄牙の確實なる通商上の根據地となるに至らず、何れも一時限りで、廢絶することになつたが、獨りマカオ Macao のみは他の殖民地と運命

を共にせず、永く葡萄牙の支那に於ける通商上の根據地となるに至つたのは不思議の運命と云はなければならぬ。マカオの繁榮も、一時的で終に十分の發達を見るに及ばずして、今日に至つたのは葡萄牙の國力の自然の結果、已むを得ざる所である。是故にマカオ其ものゝ歴史は、東洋史上に格別重要な價值あるものとは認められなくとも、マ

カオは十六世紀より十七世紀の初に互りて、東洋に於ける西洋文物輸入の門戸となり、支那日本に於て、近世史を開いた重要な動機と認められる外國關係の源泉となつたものであるから、此點よりマカオの研究は、東洋史上に於て、特別の興味と價值とがある譯である。然るにマカオ殖民地に就ては、其創立の由來に就ても、又其創立の時代に就ても、衆説紛々として歸一する所なく、今日に至るまで、殆んど定説と云ふものはない様である。これ本論文に於て聊か之に就て卑見を陳べて見たいと思ふ所以である。

(一) マカオの名稱に就て マカオ或はアマカオ、Amacao は、支那に於て澳門或は濠鏡澳と稱されて居る。澳門紀略(上卷形勢篇)に濠鏡澳之名、著於明史、其曰澳門、則以澳南有西山離立、海水縱橫貫其中、成十字曰十字門、故合稱澳門、或曰澳、有南臺北臺、兩山相對如門云と言ひ、又東西五

六里、南北半之、有南北二灣、可以泊船、或曰南環、二灣規圓如鏡、故曰濠鏡、是稱澳と言つてある。アマカオはトリゴウルトの説に據ると、此小半島にアマと稱する一つの神祠があつたから起りし名稱で、アマの瀬戸(Le detroit d'Amoa)と云ふ意味で、この神祠は今もあると言つて居る。澳門紀略(上卷形勢篇)に有奇石三、一洋船石、相傳明萬曆間、閩賈巨船、被颶殆甚、俄見神女立於山側、一舟遂安、立廟祠天妃、名其地曰娘媽角、娘媽者閩語天妃也、於廟前石上、鐫舟形及利涉大川四字、以昭神異の記事がある。トリゴウルトの所謂アマの瀬戸の意味のアマカオは、娘媽澳或は亞媽澳なるべし。アマカオは果して亞媽或は娘媽即ち天妃の神祠より起つた名稱とすれば、此神祠は萬曆になつて始めて立てられたものとは考へられない。福建の賈舶が颶風に遭ひ、天妃の助けに依つて、無事なるを得たと云ふ支那人の傳説は詳

しく一八六七年のマカオ公報に見えて、それがジエヌスに譯載されて居る。アマカオは亞媽澳にして亞媽即ち天妃の港と云ふ意味であると云ふ説に對して一の異説がある。それはマカオの名稱はマカオメーセベルグ岡外なる馬蛟石 (Makan shek) より起つたと云ふ説で、現に土地の支那人の言つて居る所であると云ふことは、ウイリアムスの支那商業指針に見えて居る。馬蛟石は澳門紀略(上卷形勢篇)に出開經蓮花山下有天妃廟、北麓有馬蛟石礮而礮無趾、三小石承之、相傳浮浪至と見えて居る。

マカオの名稱が一馬蛟石より起つたと云ふことは、恐らく支那人の附會であらう。マカオには馬蛟石以外に、望厦村の公婆石の如き、娘媽角の洋船石、海覺石、蝦蟇石の如き、一層有名な巖石は澤山あるのに、獨り馬蛟石よりマカオの名稱が起つたと云ふことは信せられない。

(二) マカオ殖民地の由來に就て さて葡萄牙人が

マカオに據つて殖民地を設くるに至つた由來に就て、第一に擧ぐべきは占領説である。これは葡萄牙殖民省に於て執る所の見解であつて、ジエヌスに引用せる十八世紀末の殖民大臣マルテイニョ・ド・メルロ・エ・カストロ (Marinhode Mello e Castro) の、マカオ知事兼總督ド・レモス・ファリア (de Almeida Faria) 宛覺書に見えて居る説である。ジュングステットに、五十年前に記された一大臣の覺書として引用してあるのも、同一のものである。之に據ると、葡萄牙人は支那海に於て横行せる海賊を、其儘に放任せんか、航海貿易は終に荒廢に歸せんことを慮り、準備を整へて之を攻撃掃蕩して、支那人に安堵を興へたのみでなく、更に進んで香山澳に據れる賊の渠帥を伐ち、其勇敢なる抵抗を排して之を破り、遂に香山島を奪取占領したのである。當時葡萄牙人の實際に占領したる香山

島の地域の限界は、明かにし難きも、兎に角葡萄牙人の此地域に對する權利は、葡萄牙人の鐵と血とに依つて得たるもので、いはゞ征服に基づく權利である。支那皇帝から恩惠的に讓與されたるものでもなければ、條件的に割讓されたものでもない。彼等の占領したる香山島の中で、マカオ半島は最も貿易に適するが故に、市街を造營して、此處に永居の計をなすに至りしものに過ぎない。支那人は葡萄牙人の此地域に對する征服の權利を確認したのでなければ、葡萄牙人の公然市街を造營し、永居の計をなすことを許容する筈がない。又葡萄牙人にしても、自己の權利を自覺して、全然支那の法律政治の支配を受けないと云ふ確信を持つたのでなければ、此の如く巨資を投じて、市街を造營するが如き、百年の大計を決行する筈がない。

マカオの殖民地は、此の如く葡萄牙人が征服の

權利に依つて獲得し、創立したるものなれども、殖民地の將來の安全を期する爲めには、支那皇帝より、その領有の承認を経る必要がある。それで殖民地の創立者は、之を支那皇帝に要求し、支那皇帝に依つて其海賊討滅の功を認められ、許容せらるゝに至つたことを主張したものであると云ふ傳説が、記録に留められて居ると云ふのである。

猶ほ殖民大臣は此覺書に於て、マカオ殖民地の管轄權の及びたる香山島の征服地域に於て、各種の農場が有り、殖民地は當初其生産品に依つて、維持することを得、全く支那人に依頼するの必要なかりしこと、又島の名も支那名の香山(Hengshan)より轉訛してアンザン(Ancion)と稱せられたこと、此アンザンの葡萄牙征服地が肥沃豊饒なりし爲め、支那人を誘致することとなり、次第に支那人の爲めに侵蝕せられ、知らず／＼葡萄牙の占領地は、僅かにマカオ半島内に局限せらるゝに

至りしこと等を述べて、マカオ殖民地の征服の權利に依つて得たものであることを力説して居る。

マカオ殖民地の管轄權が、當初マカオ半島外、即ち濠鏡澳以上に及んだと云ふことは、餘程疑問で、嘉靖四十三年の廣東御史龐尙鵬の撫處濠鏡澳夷疏に、若一旦豺狼改慮、不爲狗鼠之謀、不圖錙銖之利、擁衆人據香山、分布部落、控制要害、鼓噪直趨會城俄頃而至、其禍誠有不忍言者之文、又た議者又欲將濠鏡澳以上雍陌村以下山徑險要處、設一關城、添設府佐官一員、駐劄其間、委以重權、時加譏察、使華人不得擅出、夷人不得擅入云々、是亦一道也の文が見えて居る。當時葡萄牙人の香山に據り、部落に分布すると云ふ形勢は、未だ成立つて居ない。濠鏡澳以上雍陌村以下の險要な山徑に於て、一關城を設けて、華夷の出入を禁斷し様と云ふ議論があり、濠鏡澳以上に、澳夷即ち葡萄牙人のマカオ殖民地の管轄權が

及んで居ないことは、略ぼ想像せらるゝから、若しマカオの葡萄牙人にして、濠鏡澳以上即ちマカオ半島外の地域に於て、農場を有し、管轄權を行つて居たとすれば、それは此後の事であらう。随つてマカオを占領した理由と、同一の理由に依るものに非ずして、却つてマカオを維持するの必要から、或はマカオの繁榮の自然の結果として、之に及んだものと考へる方が、妥當の様に思はれる。果して然らば葡萄牙人の征服地に支那人が侵入したのではなく、支那の領地に葡萄牙人が侵入した譯である。支那名香山と云ふ島が、アンサーンと云ふ葡萄牙名になつて居たことも、決して其葡萄牙の管轄地になつて居たと云ふ證據にはならない。トリゴルトに一六〇六年の青州島天主堂燒打事件の爲に、マカオの葡萄牙人の反抗的騷擾が持上つた時に、アンサーンと云ふ隣り町の知事との協議に依つて、無事に落着したことを述べ

て居るのに由つても、此間の消息が知れる。猶ほ殖民大臣は香山の征服地と稱して居る様だが、それも殖民大臣の勝手に稱したものに過ぎないのである。

故に香山全島は葡萄牙人の征服地で、マカオに對する葡萄牙人の権利は、香山の一部分として、征服の權利に據るものであると云ふ議論は、成り立たぬとしても、然し殖民大臣も此議論は彼のマカオは征服に依つて占領したものであると云ふ説を主持する一證據として居るに過ぎないから、此議論が成り立たないからと言つて、直ちに彼の占領説は成り立たぬと斷言することは出来ないが、彼の占領説はマカオの無主權の地なることを豫想するものである。葡萄牙人はマカオを以て支那の政權の及ばぬ、海賊の跳梁に任せ無主權の地と考へたとしても、支那人より見れば、明かに支那の領土の一部である。此征服占領説を承認すれば

支那の地方官憲が、守土の官として、重大な責任を負はなければならぬ、領土主權の拋棄と云ふ重大事件を、何等の理由なく、傍觀默認したものであるが、かゝる事はあり得べからざる様に思ふ。

殖民大臣は、海賊討伐を以て、支那官憲の依頼を受けたものでない様に言つて居るが、海賊を討伐した爲め、支那人は安堵して喜んだ様に言つて居ることから考へると、葡萄牙人の海賊討伐は、支那官憲の意に反して行つたものでなく、却つて其希望に應じて行つたもので、殖民大臣は依頼を受けたものでない様に言つて居るに拘らず、その内實は割讓を條件として依頼を受けたものではあるまいか。ジェヌスに引用せるフアリア・イ・ソウサ (Faria y Sousa) の記事に據ると、支那人はマカオを巢窟となせる海賊を驅逐する勇氣なく、之をサンシヤン (Sancian) 島の海上にありし葡萄牙人に依頼しマカオを以て其居住地とするの權利を提供

したので、葡萄牙人は之を快諾し、終に武力を以て宿年の志を遂げ、マカオを獲得するに至つたのである。葡萄牙人は當時地勢の險に據つて防戦したる海賊を勦滅し、一手武器、一手斧鑿を以て、其欲する儘に、マカオの殖民地を建設したのである。この所傳が當時の事情に照して、尤も事實を得て居る様に思はれる。

セメドーにも殆んど同様の記事が見えて居る。

即ち之に據ると、葡萄牙人が始めて支那に來り、サンシヤン島に於て貿易を行つて居つた頃、海賊の一大群は、彼等の巢窟に最も適當な小さいながらに全部巖石より成り、守るに便利なマカオの地に據つて、連りに近傍の諸地を劫掠したのであるが、支那人は怯懦にして、自ら之を討伐する勇なかりしが、或は自ら危険を冒さず、他人の力に依つて之を討伐するを得策としたものか、兎も角葡萄牙人の勇敢用ゆべきを知り、マカオの海賊掃蕩を

條件として、其地を彼等の居住地として提供したので、葡萄牙人は直ちに之に應じ、衆寡の勢懸絶したるに拘はらず、戦術に於て遙かに超絶したるが爲め、自ら少しの損傷を被ることなく、海賊に非常な打撃を與へ、容易に勦滅の功を奏し、マカオを支配するの地位に立ち、各々欲する所に隨つて、土地を選定し、家屋を建設するに至つたと云ふことである。

一六五九年頃フィリツピン島よりマカオに渡りし西班牙のドミニカン會の宣教師ナザレットは其支那帝國記に於て、當時マカオの住民の多數はマカオの由來に就て曾て海賊の此地に據つて近傍の人民を攻め惱ましたる時、葡萄牙人は支那人より依頼され、已むを得ず兵を動かして、之を驅逐した結果、讓與されたものであると言つて居ることを記して居る。

此の如く葡萄牙人は支那官憲の依頼を受けマカ

オの海賊を掃蕩し、其報酬として之を提供されたものであると云ふ説は、信用すべき葡萄牙著作家中に之を發見することが出来るのみならず、マカオの葡萄牙人の間には、長い間さう云ふ説は信せられて居たのである。この所傳の方が、かの葡萄牙人が、武力に依つて無主權の地を征服占領したものであると云ふ説に比して、餘程無理が無い様に思はれる。

然るにジュエスはマカオの諸記録に據つて、マカオの由來に關する一異説を擧げて居る。それはマカオは支那皇帝より海賊討伐の功を表彰する爲め、恩賞として葡萄牙人に給賜されたものであると云ふ説で、ファリア・イ・ソウサ、セメドー等のマカオは海賊討伐の條件として提供されたものであると云ふ説に對しては、一の異説と言はなければならぬ。それは海賊の廣東海上に横行せる當時葡萄牙人は其大群を攻撃して之を勦滅し、其マカ

オに於ける巢窟を奪ひ其生存者をして、此後海賊の島(Ilha de Ladroes)と稱せらるゝ島に奔竄するの已むなきに至らしめし功績に依つて、マカオの領有權を得るに至つたもので、此功績は地方官憲より支那皇帝に上奏され、支那皇帝より葡萄牙人の指揮官にチャバド・オロウ(Chapa de Olo)と云ふ立派な金字の文書を賜はつて、其功を表彰せることとなり、同年即ち一五五七年に、葡萄牙人はマカオ居住の勅許を得、此勅許文は其後マカオ議事堂の石造部や木造部に銘刻さるゝ様になつたと云ふのである。

ジュエスに引用してあるマカオ版のジュングステットには、此金字文書の現に存せざることと言及し、此の如く文書にして、若し實際にあつたものとすれば、其確かな複寫本は、支那の官府書庫に發見せらるべき筈であるのに、廣東に於て查訪の結果が無効に歸したのは、其虚構の説たる明證

であると言つてあり、又ボストン版のジエングステットにも、マカオが支那帝に依つて恩賞として賜給されたと云ふ確實な證據は發見されない、傳説的な臆測に過ぎないと言つてあるが、ストウントンのマカルトニイ卿支那奉使紀行に、葡萄牙人が支那帝國の爲めに大功を建て、其報償として、支那帝國の南端にある安全な一港埠の近傍に於て市街建設の用地を、他の附屬の利益と共に、與へらるゝに至つたことを記し、又マカオの二層樓の議事堂の大理石圓柱に、支那皇帝より此地を正式に讓與せられたる意味の漢文の銘が刻せられてあることを述べ、此の如き葡萄牙人の權利を保障する確かな紀念碑も、以て近隣支那人の侵入を防ぐの防壁とならなかつたと述べてあるから、必ずしもジエングステットの論ずる如く、マカオに於て支那皇帝の勅許の事を書いた金字の文書が、實際に存在しなかつたと云ふ事はなかつた様である。

ジエヌスはマカオの記録に言つてある金字の文書支那皇帝の勅書は、どうなつたか分らない、碑銘すら今はマカオに見ることが出来ない、マカオに對する葡萄牙の主權は、決して支那帝の恩惠や讓與に依るものでない、此等の文書は全然不肝要のものであると言つて、此等の文書に就て何等の批判を加ふることを避けた様な形跡があるが、マカオに於て一時此等の文書、少くも支那皇帝の勅許文を書いた碑銘の有つたことは事實である。ジエングステットはマカオが葡萄牙人の海賊討伐の功に依つて、支那皇帝より與へられたのではなく、懇願と賄賂とに依つて許されたものであることを主張する爲めに、又ジエヌスは反對に、葡萄牙人の海賊討伐の恩賞として與へられたものでなく、葡萄牙人の武力に依つて海賊を平定し、無主權の地を獲得したものであることを主張する爲めに、此文書碑銘をひどく氣にして居る様であるが、此

文書を否認する爲めならば、無理に其存在を否定し、若しくは其不肝要なることを高唱する必要はない。此の如き文書碑銘があつたからと言つて、それが果して眞實の勅許文たることの證明されない以上は、マカオが正式に支那皇帝より讓與された證據とはならないのである。否な此の如き勅許文のあつたことは、信すべからざることである。

若し此の如き勅許文若しくは之を銘刻したる碑文が、マカオにあつたとすれば、それは必ずマカオに於て偽造されたものと信する外は無い。ジュエスに引用せる葡萄牙殖民大臣マルティニョード・メルロ・エ・カストロの覺書にも、マカオの創立者等は、彼等が自己に依つて領有したるマカオの、一層安全な保障を得る必要上、其領有權が支那皇帝より確認せられたもので、支那皇帝は其臣民が海賊の剽掠侵劫を免るゝに至つた報酬として、彼等の要求を許し、且つ種々の特權を與ふるに至つ

たと主張して居ると言つてあるが、之を主張するに當つて、其主張の根據として、此勅許文を偽造したものであることは疑が無い。而して此の如き勅許文が偽造され、而かも支那官憲の之を觀過したる所以は、彼等が葡萄牙人の武力の援助に依つて、海賊を討伐し、其條件として、マカオ居住を許したと云ふ證據と見られる。支那皇帝が葡萄牙人の功績を承認し、マカオの地を以て、葡萄牙人に讓與したりとの説は、マカオ創立者が、熟慮審計の結果、案出したる説ではあるまいか。葡萄牙人が武力に依つて海賊を平定したりとは云へ、僅かに領土主權を讓與する權能なき地方官憲の違法の約束に依ると云ふことでは、不安心である。之を支那皇帝の恩賜に歸するに非れば、結局之を維持する爲めに、兵力を以て争はざるべからざる時機の來ることは明かである。而かも兵力を以て争ふことの不可能にして、不利益なることは、リア

ムポーやチンチエオを失ひたる實例に鑑みても明かである。兵力を以て争ふ程なれば、マカオを維持する必要がない。マカオを維持するは、支那と

平和な貿易の發達を圖るにある。當初のマカオ創立者は此の如き考を以て、此勅許文を偽造したものであるまいか。

或る戰國武士の自叙傳 (上)

—— 玉木吉保の身自鏡の研究 ——

文學博士 三 浦 周 行

は し が き

に發表することゝした。

世 系

昨年の夏、私は文學士錦田義富氏の紹介で、氏の學友玉木正行氏の家に傳へらるゝ家系、古文書各一卷と其先代吉保自筆の自叙傳一冊(自題身自鏡)とを見ることが出来た。玉木氏は是等の記録が學術上多少の參考材料ともなるならば、充分に利用してほしいとの意向を傳へられたので、私は其好意に依りて研究を遂げた結果何れも有益なる史料と認められたから、氏の同意を得て、これを本誌

玉木氏は舊長門藩士であつた。萩藩閥録八十二の中に玉木太郎左衛門とあるが其家である。同書には毛利元就、輝元、秀就三代の出した加冠、任官、受領の文書九通を收めそれに茂吉から直之(享保十四年歿)迄の略譜を附載して居る。家系も直之の父就直(延寶五年歿)迄は同一筆であるから恐らく直之の時に出来たものであらう。それに比